

5 年 金

年金加入中に重い病気やけがなどで障害者となった場合、障害基礎年金（国民年金）、障害厚生年金などを受け取ることができます。

1 国民年金の障害基礎年金

1. 対 象 者	(1) 国民年金加入中に初診日のある方。 (2) 20歳前、または60歳～65歳までに初診日のある方など
2. 障害の発生	障害の発生(初診日)が65歳未満であること。(ただし、60歳～65歳未満の間に老齢基礎年金の繰上げ支給を受けた後に障害の発生があった場合は、対象となりません。)
問 合 先	(市) 戸籍住民課国民年金係 ～ 市役所1階 (☎65-4143) 帯広年金事務所 ～ 西1条南1丁目 (☎65-5001) [音声案内1→2]

※障害基礎年金を受けるためには、「保険料の納付要件」を満たしている必要があります。

2 厚生年金の障害厚生年金・障害手当金

1. 対 象 者	障害の発生(初診日)したときに厚生年金に加入している方。
2. 障害の発生	障害の発生(初診日)が厚生年金加入中であること。
問 合 先	帯広年金事務所 ～ 西1条南1丁目 (☎65-5001) [音声案内1→2]

※障害厚生年金・障害手当金を受けるためには、「保険料の納付要件」を満たしている必要があります。

3 各種共済組合の障害年金等

障害年金、障害一時金などが支給される場合がありますので、各共済組合の担当課にお問合せください。

4 労働災害の年金(労災)

業務上の災害、通勤途上の災害などに保険給付が行われます。

障害が残った場合に、障害補償年金、障害補償一時金、障害年金、障害一時金が支払われる場合があります。

【問合せ先】 帯広労働基準監督署 ～ 西6条南7丁目 合同庁舎 (☎97-1245)

5 扶養共済制度(心身障害者扶養共済制度)

保護者に一定額の掛け金を納付していただき、保護者が死亡したり、重度障害者になった場合、残された障害者が終身一定額の年金を受け取ることができる制度です。

【問合せ先】 十勝総合振興局 社会福祉課 (☎26-9251)